

鋼船規則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

21章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓， 通風口及び歩路

21.1 ブルワーク及びガードレール

21.1.1 一般

-1. すべての暴露甲板のまわりには，有効なブルワーク又はガードレールを設けなければならない。

-2.(3)を次のように改める。

-2. 前-1.のガードレールは，以下の規定によること。

- (1) ガードレールの支柱は，約 1.5 m の間隔で備え付けなければならない。取り外し式又はヒンジ式支柱の場合は，直立状態で固定できなければならない。
- (2) 支柱は，少なくとも 3 本毎に肘板又はステイにより支持するか，又は，本会が適当と認める措置を講じなければならない。
- (3) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，制限された長さに限り，ガードレールの代わりにワイヤロープを用いてもよい。ただし，ワイヤロープは必要に応じてターンバックルにより張り詰めた状態にしなければならない。
- (4) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，2本の固定支柱及び/又はブルワークの間に設けられる場合に限り，ガードレールの代わりにチェーンを用いてもよい。

附 則

1. この規則は，2022年7月1日から施行する。